

## 公立大学法人福井県立大学低入札価格調査制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人福井県立大学(以下「法人」という。)が発注する製造その他の請負契約(建設工事および建設工事に係る委託契約を除く。)に係る入札について、低入札価格調査制度の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

### (対象となる契約)

第2条 一般競争入札または指名競争入札により発注するもののうち、施設等の維持管理業務委託契約に係る入札(特定調達に限る。)を実施する場合、低入札価格調査制度を適用しなければならないものとする。ただし、必要と判断したときは、その他の請負契約においても低入札価格調査制度を適用することができる。

### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)低入札価格調査 公立大学法人福井県立大学会計規程(平成19年公立大学法人福井県立大学第51号。以下「会計規程」という。)第19条第2項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、または会計規程第19条第5項の規定により、落札者となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査することをいう。
- (2)調査基準価格 低入札価格調査を実施する場合の基準となる価格をいう。
- (3)最低価格入札者 調査基準価格に満たない価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札をした者をいう。

### (入札参加者への周知)

第4条 調査基準価格を設定したときは、一般競争入札の公告および入札説明書もしくは指名競争入札の公示(指名通知)に、次の各号に掲げる内容を明記し、入札参加者に周知するものとする。

- (1)低入札価格調査制度を適用した入札であり、調査基準価格を設定していること。
- (2)調査基準価格を下回った入札者は、最低価格の入札者であっても落札者とならない場合があること。
- (3)調査基準価格を下回った入札者は、入札後に、当該入札価格の根拠となる資料を提出しなければならないこと。また、事後の聴取り調査に協力しなければならないこと。
- (4)期限までに資料を提出しなかった場合や聴取り調査に応じなかった場合、または不十分な場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして落札者としなない場合があること。

(調査基準価格)

第5条 対象契約の競争入札にあたり、予定価格のほか、調査基準価格を設けるものとする。

2 調査基準価格は、予定価格に100分の75を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額までの範囲内の額で設定した額とする。

(予定価格調書への記載)

第6条 調査基準価格を設定したときは、予定価格調書に調査基準価格を併記しなければならない。

(落札者の保留)

第7条 開札を行った場合において、調査基準価格に満たない価格で申込をした者があるときは、落札の決定を保留しなければならない。

(低入札価格調査委員会の設置)

第8条 前条の手続きを行ったときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査を行うため、低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。

2 調査委員会は、委員長、副委員長を含めて3人以上の委員により組織するものとする。

3 委員長は、事務局長をもって充てる。副委員長その他委員は委員長が指名する。

(調査の実施および提出書類)

第9条 調査委員会は、前条の手続きを行ったときは、次の各号に掲げる内容について、低入札価格調査を行わなければならない。

- (1)当該価格により入札した理由
- (2)入札価格の積算内訳
- (3)労務者の供給に関する事項
- (4)手持ち資材・設備の状況
- (5)履行中の同種業務の状況
- (6)過去に受注した同種業務の実績
- (7)経営状況・信用状況
- (8)その他必要な事項

2 調査委員会は、低入札価格調査を行おうとするときは、調査基準価格に満たない価格をもって申込みをした全ての者に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。書類の提出期限は、開札日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）とし、書類の提出があった日から概ね1週間以内（休日を含む。）に調査を実施するものとする。

(1)低入札価格調査報告書（様式第1号）

(2)積算内訳書（様式第2号）

- (3)内訳書に対する明細書（様式第2号の2）
  - (4)手持ち委託業務の状況（様式第3号）
  - (5)手持ち資材・設備の状況（様式第4号）
  - (6)労務者の確保計画（様式第5号）
- 3 調査委員会は、前号の規定により書類の提出があった後、必要があると判断したときは、最低価格入札者に対し、提出された書類をもとに聴取り調査を行う。
- 4 低入札価格調査は、別表に定める「失格判定基準」に基づき行うものとし、当該基準のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（調査委員会の調査結果に基づく落札者の決定）

- 第10条 前条の規定による調査の結果、別表に定める「失格判定基準」のいずれにも該当せず、最低価格入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、最低価格入札者を落札者と決定するものとする。
- 2 前条の規定による調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められた最低価格入札者が複数であるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

（再度の調査）

- 第11条 第9条の規定による調査の結果、別表に定める「失格判定基準」のいずれかに該当し、最低価格入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その旨を最低価格入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者について、低入札価格調査を行わなければならない。ただし、その者の入札した価格が調査基準価格以上であるときは、低入札価格調査を行わず、落札者とするものとする。
- 2 前条第1項または前項ただし書きの規定により落札者が決定するまで、第9条および第10条の規定により低入札価格調査を行うものとする。

附 則

この要領は、令和8年3月1日から施行し、令和8年度予算に係るものから適用する。

別表

失 格 判 定 基 準

項 目	内 容
1 低入札価格調査に協力しないとき	1 根拠資料の提出、聴取り調査等に応じない場合
2 仕様等に適合しない場合	1 発注者が示した仕様書等に記載した数量や契約履行条件を満たしていない場合 2 材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満たしていない場合
3 積算内訳書算出根拠が適正でない場合	1 算出根拠が明確でない場合 2 金額が一括計上されている場合
4 法令違反であると認められる場合	1 労務者の賃金が最低賃金を下回っている場合 2 関係法令に違反している場合
5 上記のほか、適正な業務の履行がなされないと認められる場合	1 入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検(労働基準監督署から検察庁への書類送検)を受けている場合(ただし、不起訴となった場合は除く。) 2 その他

別紙1

提出書類一覧

様式番号	名称
様式第1号	低入札価格調査報告書
様式第2号	積算内訳書
様式第2号の2	内訳書に対する明細書
様式第3号	手持ち委託業務の状況
様式第4号	手持ち資材・設備の状況
様式第5号	労務者の確保計画

※注意事項

- 1 本紙に示す書類のうち、該当のないものは提出する必要はありません。  
(手持資材がない等)
- 2 本紙に示す書類を提出するに際し、その内容を立証するため、自らが必要と認める書類を併せて提出することは差し支えありません。

## 低入札価格調査報告書

当社（者）が令和 年 月 日に入札した（業務名）に関して、以下のとおり報告します。  
 なお、当該報告書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

公立大学法人福井県立大学  
 理事長 様

住 所  
 商号または名称  
 代表者氏名

担当者氏名  
 連絡先

(1) 当該価格により入札した理由	
(2) 当該価格で本業務が履行可能であるという理由	<div style="text-align: right;">【詳細】</div> 様式第2号 様式第2号の2
① 手持ち委託業務の状況	<div style="text-align: right;">【詳細】</div> 様式第3号
② 手持ち資材・設備の状況	<div style="text-align: right;">【詳細】</div> 様式第4号
(3) 労務者等の具体的供給の見通しおよびその単価（市場価格より低価格の場合はその理由）	<div style="text-align: right;">【詳細】</div> 様式第5号
(4) 過去2年間に受注した同種の本学、国または地方公共団体が発注した業務名	
発注者	
規模（請負金額）	
(5) 貴社の経営状況（直近の収支決算書の写しを添付）	
(6) 入札日の過去1年間に賃金不払い等により労働基準監督署から検察庁への書類送検を受けた案件の有無（不起訴になった場合を除く。）	

【記載要領】

- 1 「(4) 過去2年間に受注した同種の本学、国または地方公共団体が発注した業務名」に記載した業務に係る契約書の写しを添付書類として提出すること。

積算内訳書

業務名				
区分・種別	単位	数量	金額 (円)	摘要
計				

【記載要領】

- 1 仕様書に対応した内訳書とする。
- 2 見積り等積算根拠がわかる明細書を添付すること。
- 3 合計額が入札価格と同一になるよう記載すること。



手持ち委託業務の状況

業 務 名	発注者	履行期間	金 額 (円)	備 考
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				

【記載要領】

- 1 本様式には、契約対象業務に係る手持ち委託業務について記載する。
- 2 「経費削減可能額およびその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち業務が契約対象業務のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。契約対象業務の委託費の縮減に寄与しない場合は、「縮減対象外」と記載する。



労務者の確保計画

職 種	労務単価 (円)	員 数 (人)	備 考
合計			

【記載要領】

- 1 契約対象業務で配置を予定している全ての労務者の確保計画を職種別に記載する。
- 2 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
- 3 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
- 4 履行体制および配置予定技術者等名簿を併せて提出すること。（様式は任意）

様式第6号

第 号  
令和 年 月 日

調査対象者 様

公立大学法人福井県立大学理事長

低入札価格調査について

下記の業務について、調査を実施しますので、よろしくお願いいたします。

記

業 務 名：

1 資料の提出について

別紙1「提出書類一覧」を参考に、公立大学法人福井県立大学低入札価格調査制度実施要領第9条第2項各号に基づく書類を提出してください。

2 提出期限：

令和〇年〇月〇日（〇）〇〇時（必着）

3 提出先、お問い合わせ先

〒 〇〇市〇〇町〇〇  
公立大学福井県立大学 〇〇〇〇  
TEL： FAX：

注意点：提出いただいた書類をもとに、必要に応じて、聴取り調査を実施します。（別途通知）  
書類の提出および聴取り調査にあたっては、要領等を熟読の上、提出してください。

様式第7号

第 号  
令和 年 月 日

調査対象者 様

公立大学法人福井県立大学理事長

低入札価格調査に係る聴取り調査の実施について

下記の業務について、聴取り調査を実施しますので、ご出席をお願いいたします。

記

業 務 名 :

1 日 時

令和〇年〇月〇日 (〇) 〇〇時〇〇～

2 場 所

公立大学福井県立大学 〇〇キャンパス 〇階〇〇会議室

3 お問い合わせ先

〒 〇〇市〇〇町〇〇  
公立大学福井県立大学 〇〇〇〇  
TEL : FAX :

様式第8号

低入札価格調査結果報告書

業 務 名 \_\_\_\_\_

入札執行日 令和 年 月 日 \_\_\_\_\_

調査を実施した業者名、住所 \_\_\_\_\_

	項 目	内 容
1	当該価格により入札した理由	
2	積算内訳書	
3	手持ち業務の状況	
4	手持ち資材・設備の状況	
5	労務者の確保計画	
6	過去に受注した官公庁発注業務	
7	経営状況・信用状況	
8	その他必要事項	
9	失格判定基準該当の有無 (該当する場合はその理由を記載)	

様式第9号

第 号  
令和 年 月 日

落札者 様

公立大学法人福井県立大学理事長

低入札価格調査の結果について（通知）

令和 年 月 日に開札した下記の業務について、低入札価格調査を実施した結果、  
契約の内容に適合した履行がされると認められますので、貴社の落札を決定します。

記

業務名

様式第10号

第 号  
令和 年 月 日

調査対象者 様

公立大学法人福井県立大学理事長

低入札価格調査の結果について（通知）

令和 年 月 日に開札した下記の業務について、低入札価格調査を実施した結果、下記の理由により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められますので、貴社の入札は失格とします。

記

1 業務名

2 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた理由